＜調査レポート＞

公契約のもとでの“たたき合い”がもたらす仕事・雇用・経営の劣化

もくじ

＜調査レポート＞

「公契約のもとでの“たたき合い”がもたらす仕事・雇用・経営の劣化」　ページ

はじめに ―――― 1

「落札したが赤字」は４０％

赤字の場合の経費節減は「人件費」が３７％ ―――― 2

例外ではなくなってきた赤字や人件費削減

低価格で決まる落札は何をもたらすのか

労働者アンケートでも「不安」が頻繁に ―――― 3

相反するメリット、デメリット ―――― 4

仕事の質が問われ住民にとってもマイナスに ―――― 5

現行制度では「くじ引きだ」

問題解決のための私たちの提案 ―――― 6

公契約キャンペーンアンケートの集約 ―――― １０

アンケート集計結果 ―――― １２

京都総評　２０１１年１０月

２０１１年１０月２１日
京都総評（京都地方労働組合総評議会）
連絡先：京都市中京区壬生仙念町３０－２
ラボール京都５階
電話 075-801-2308、fax　075-812-4149
メール　sohyo@labor.or.jp

＜調査レポート＞

公契約のもとでの“たたき合い”がもたらす仕事・雇用・経営の劣化

１、はじめに

京都総評は２０１０年１０月から２０１２年春にかけて「公契約キャンペーン」をとりくみました。

（１）公契約に関するリーフレットを作成し、傘下組合はもとより、主要な経済団体・業界団体、該当する経営や労働組合に配布しました。

（２）事業主向けと労働者向けの２種類のアンケートを配布し、主に郵送による回収を行いました。

（３）その他、京都市職労が主体となった実行委員会形式で、公契約に関するシンポジウムをとりくみました。

これらのとりくみは、国や自治体で競争入札が原則となったことや、安上がりの公共事業やサービスがめざされたたことによる諸問題が表出してきたとの問題意識のもと実施しました。そして、千葉県・野田市で２００９年９月に全国で初めて公契約条例が制定されたのをはじめ、神奈川県川崎市で２０１０年１２月に政令市としてはじめて制定されました。さらに今、各地で制定の動きが出ています。また、２０１０年７月から「公共サービス基本法」が施行され「国と自治体の責務として安全かつ良質な公共サービスの提供と公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保などへの努力義務」が求められるようになったという大きな変化の中、京都での情報発信と実態把握をはかることを目的にはじめました。

とりわけ経営者の方々のご意見を集約するために、経済団体にもお願いし、アンケート配布へのご協力をいただきました。また、傘下労働組合のみなさんのご協力もいただきました。途中、２０１１年３月１１日、東日本大震災で集約が大幅に遅れましたが、この間のアンケートの集約を行いました。

回答は、事業主１９３社、労働者１５８名で、事業主の回答のうち経営者は１０８人、担当部長は１１人、総務担当者などは３６人でした。仕事は、公共事業が８２％と中心で、他に公共施設の管理・運営、業務委託、収集・運搬などの契約業種でした。

落札したが赤字となった事業はありましたか

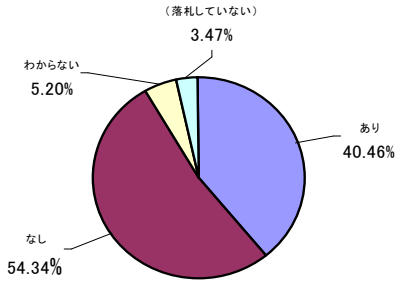

本レポートでは、アンケート結果をもとに、公契約に関して事業主とそこで働く労働者がどのような問題意識を持っているのかを明らかにするとともに、問題解決のための現時点での私たちの提案を提起したいと思います。

なお、アンケートそのものの詳細は別項の通りです。

２、「落札したが赤字」は４０％

国や自治体の公共事業や業務委託、指定管理などに関して、経営者のみなさんの回答は、今、何が問題となっているのかを明らかにしています。

「適切な金額による国・自治体との契約が結べなかったために、下請けを利用したり、雇用を削減したり、労働者の賃金や労働条件を切り下げざるをえなかったことはありましたか？」との問いには６５社（３８．６９％）が「あり」と答えたのをはじめ、「落札したが赤字となった事業はありましたか」との問いには７０社（４０．４６％）の企業が「あり」と答えました。また、「赤字を覚悟で入札価格を決めたことはありますか」との問いには９３社（５１．１０％）の企業が「あり」と答えました。

赤字覚悟の時の経費削減策は

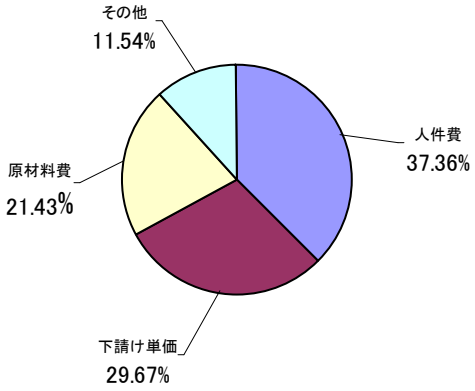

３、赤字の場合の経費削減は「人件費」が３７％

さらに、「赤字覚悟の場合、どのような経費を削減しましたか」との問いには、人件費が６８社（３７．３６％）を占めました。当然、「落札したが赤字」とか、経費節減は「人件費」ということが常に起きているのかどうかが問題となってきます。このことについては、このアンケートでは直接聞いていませが、自由記入欄では、これらのことが例外的なことではない事態が進行していることを示しています。

４、例外ではなくなってきた赤字や人件費削減

自由記入欄では、現在の入札の事情を反映して、かなりせっぱつまった意見が出てきています。

○「公共事業が減っている現状で、最低価格での落札は、企業努力どころか、たたき合いのために、人件費の削減、原材料の悪化につながり、受発注両者ともプラスにならないのが現状」（公共事業、１０人未満＜事業規模、以下同じ＞、経営者回答）

「低入札の原因は事業発注の減少によるものであり、競争の激化を招き、しわよせは弱者へ来る。単に制度の改善だけでは解決は難しいと思う。操業３９年の当社は地域の公務員並の社員への報酬を目標にしてきたが達成できた時期はなく、近年は差が拡大する一方であり辛く残念に思う」（公共事業、１０～３０人未満、経営者回答）

○「（現在の受注額では）運転手年収３００万円以下となる。収集作業員は年収２００万円以下。問題はないのか」（収集・運搬、５０人～１００人未満、経営者回答）

「聞いている限りでは、普通の半額以下となっている故、最低価格では解決できない。（もちろん業者側の問題が大きいが、最低制限にしても会社がそれで提出することになる故、意味がなくなると思う）」（業務委託、５０～１００人、経営者回答）

前者は、公共事業に関して、ぎりぎりの価格での落札のために、企業努力以上となる人件費の削減や原材料の質を落すなどせざるをえない状況が常態化していることを問題視しています。また、後者は、業務委託で低価格での落札となっていること、単価を抑えられ官製ワーキングプアを作り出していることに問題があると訴えられています。そして、これらのことが例外的な状況ではなくなってきていることを述べられている点です。

５、低価格で決まる落札は何をもたらすのか

アンケートの「『低価格で決まる入札』や『原価を下回る最低制限価格』が続けば、どのような問題を危惧されますか」との問いに多くの企業が何等かの回答をよせました。

＜倒産や経営が赤字に＞
○「倒産、経営赤字」（公共事業、３０人～５０人未満、総務担当者回答）
○「健全な経営の維持が困難に」（公共事業、１０００人以上、総務担当者回答）
＜サービスや品質が低下する＞
○「必要とされるサービス・品質の低下が懸念される。同業間での価格競争により、大幅な利益カットまた入札離れの発生など」（業種ＮＡ、３０人～５０人未満、総務担当回答）
○「公共事業は国や国民の利益を目的とする公のもの。このままでは企業はもちろん、業界全体が利己主義となり、インフラ整備は行き届かず、危険と隣り合わせの国民生活となる」（公共施設の管理・運営、１０～３０人未満、経営者回答）
＜機械器具の更新さえ困難に＞
○「この業界の技術者単価は平成９年度、１０年度から３割減額されています。その単価をもとに積算された予定価格の３分の２（６６・６７％）が最低価格となっており、会社の利潤どころか、日々進歩する機械器具を備えることも困難となっています。最低制限価格は根拠のない６６・６７％ではなく、国の示す７８％にするよう指導していただきたい」（公共事業＜測量・土木＞、１０人未満、経営者回答）
＜結局雇用に手をつけざるを・・・＞
○「結局雇用に手をつけざるをえなくなる」（業務委託、５０人～１００人未満、経営者回答）
＜地域経済に影響が＞
○「地域経済の不況→地方市町村の赤字」（公共事業、１０人未満、経営者回答）
など、現在の入札制度が順風満帆とはほど遠く、深刻な制度トラブルをかかえていることがわかります。

雇用主が変わった時
給与は変わりましたか

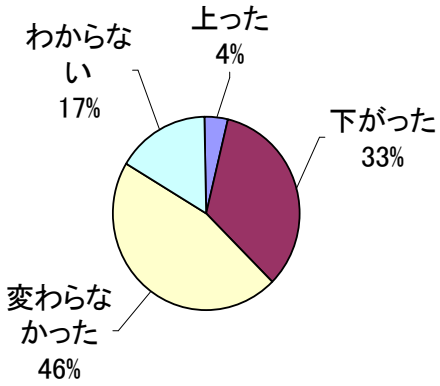

６、労働者アンケートでも「不安」が頻繁に

＜雇用や生活、将来への不安＞
これは、労働者向きアンケートにも表われています。「入札結果で労働条件変更があったか？」という質問に３５％が「ある」と回答し、その内容として「ある」と答えた人のうち７０％の人が「賃金が下がった」と答えています。そして、労働者アンケートの自由記入では、

入札結果で労働条件
変更があったことは

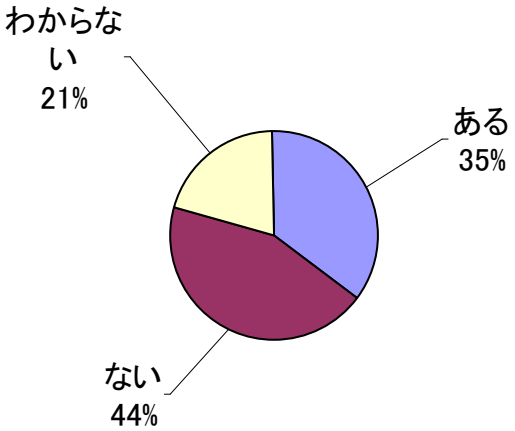

労働条件変更の内容

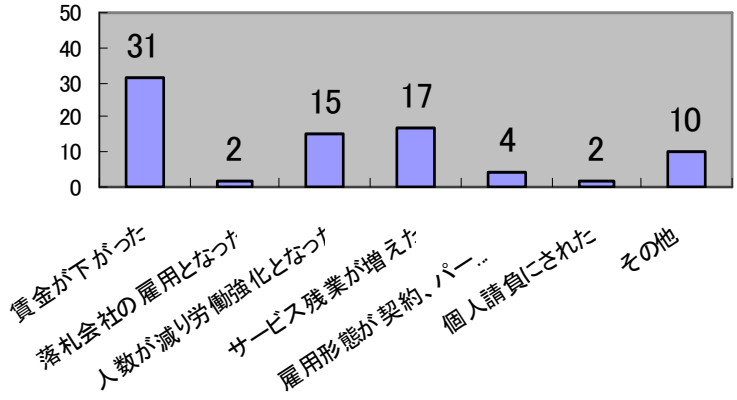

○「今の給料ではこの先生活していけるか不安」
○「いつ倒産するか不安」
○「５年後、１０年後に会社があるのか不安」
○「公共事業の発注件数が減り、また、落札額も下がっているので、賃金のベースアップの取得ができない」
○「子どもがいるのに給料が安すぎて生きていけない」
○「派遣の一般事務なので３年の期限があり、後１年後の仕事がどうなっているのか不安」

など、雇用や生活、将来への不安感が色濃く出ています。

競争入札や市場化テスト、公共サービスの民間への移行など、この１０年あまりの間に大きな変化があり、このことが経営上も、労働者の生活・雇用という面からも大きな問題を内包するにいたったことは明らかです。

＜入札制度などへの改善求める声も＞

○「低入札、ダンピングが非常に多い。特に工事と違い建設コンサルタント業務には最低制限価格が設定されていない場合が多く、また、設定されていても４０％程度に設定されている場合もあり工事に比べて改善が遅れている」
○「価格競争を重要視する市民感覚では第二の姉歯問題も起　　こりうる」
○「設計入札において最低制限価格がないため落札するためには低入札（公示価格の５０～６０％）が余儀なくされる。今のところ経営者は企業努力（役員報酬は社員の半分以下）で社員の生活を守ってくれていますが、これには限界があり、最低制限価格（最高価格の７０％）をもうけてほしい。そうでなければ、建設業、コンサル業務の会社の倒産が今後ますます多くなり、技術者の行き場がなくなります」
○「コンサルタント業は人件費が大部分を占めており、低入札＝賃金低下、サービス残業になることは明らかです。８５％程度に最低制限価格を全国で設定してほしい。」
○「生活が苦しいのはもちろんですが、技術者の高齢化と若い人の土木離れにより、近いうちに技術の空洞化が生じます。まともな賃金になるように契約をしていただきたい」
○公共事業の削減や低価格入札のため単価が減少。仕事量があまり変わらないものの、給与が下がる悪循環。」

など、現行制度の問題が賃金や技術などに大きな影響を与えてきていることを労働者自身が強く感じはじめている事がみてとれます。

公契約の仕事のメリット

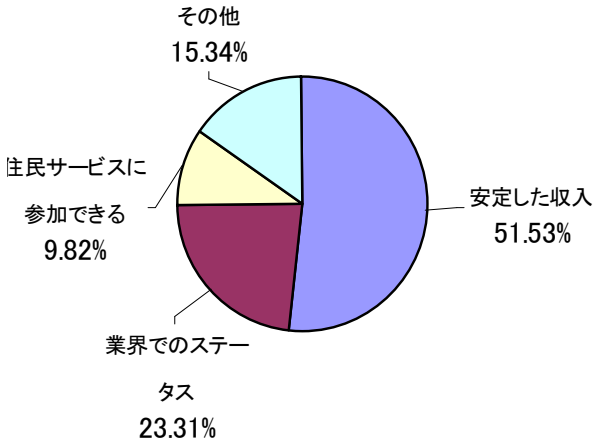

7、相反するメリット、デメリット

事業主アンケートでは、公契約にかかわるメリット、デメリットを聞きました。メリットでは、「安定した収入が得られる」が８４社（５１．５３％）で最多。デメリットでは「低価格」が１０１社（６４．７４％）で最多でした。この一見相反する回答は、回答した企業の中で「その他」を選択し、その内容として「ふみたおしがない」と記入されたことに見られるように、特に公共事業関連では、一定期間で確実に支払ってもらえることを示しています。「低価格」でも確実に運転資金となるという認識は、今日の業界が置かれている苦境を示しています。

公契約の仕事のデメリット

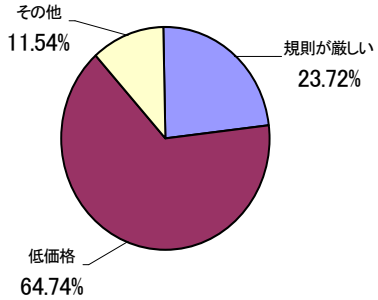

8、仕事の質が問われ住民にとってもマイナスに

公契約は公共工事でも公共サービスの提供でも、その完成物や提供するサービスなどの質が問われます。この点では、事業主アンケートでも何人もの方が指摘しています。

○「健全な経営の維持が困難となる。必要とされるサービス・品質の低下が懸念される」（公共事業、１０００人以上、総務担当者回答）

○「質の悪い仕事の蔓延」（業務委託、５０～１００人未満、経営者回答）

○「インフラ整備は行き届かず、危険との隣り合わせの国民生活となる」（公共施設の管理・運営、１０～３０人未満、経営者回答）

○「サービスの低下」（収集・運搬、３００～５００人未満、総務担当回答）

○「品質低下による構造物の短寿命化」（公共事業、１００～３００人未満、担当部長）

○「低価格は安かろう、悪かろうで、事業計画を実施しただけで、本当の市民への福祉にならず、税金の無駄遣いである」（公共事業、１０人未満、経営者回答）

○「品質重視の工事が達成できない」（公共事業、１０人未満、回答者ＮＡ）

○「技術系の会社ですので、技術の低下が心配である」（公共事業、１０～３０人未満、経営者回答）

など、現実に公共工事や公共サービスを担っている当事者の中で、低価格では質のいい仕事ができないとの認識が広くあることがわかりました。

9、現行制度では「くじ引きだ」

以上、みてきたように公契約に関する現行制度にはいくつもの重大な問題が発生してきていることがわかります。経営、雇用、賃金、仕事の質など、経営、労働問わず問題点が出てきているのです。さらに、現行制度への不備に対する意見もさまざまな角度から出ています。

○「発注者は委託した業務の結果的評価を継続的に積み重ね、事務所の総合評価点により入札額を加減点し落札者を決定する方式を採用すべきと考えます。良き仕事をする意欲を事業者に持たせるために」（公共事業＜建築設計＞、１０～３０人未満、経営者回答）

○「今年度から実施された最低制限価格制度は予定価格、最低制限価格も事前公表のため、実質くじ抽選（全社同じ入札額）となっており、競争入札は名ばかりです」（公共事業＜測量・土木＞、１０人未満、経営者回答）

○「何が適切で何が不適切か、不適切な場合にはどのようなことが生じるのかを明確にする必要があるのではないかと考えます。利益が生じない事業は公務員がすれば良いのではないか」（公共事業、１００～３００人未満、担当部長回答）

○「入札を行う前に事前に見積もり等で各業者の人件費等が適正価格で上げられているかを確認するのも必要では」（公共事業、１０人未満、総務担当回答）

○「価格だけでなく、環境や男女雇用均等へのとりくみも評価してほしい。男女雇用均等のパンフレットが、有名な低価格悪質業者に落札されたりしたら笑い話にもならない。人件費の積算では資本主義の価格決定には無理があるが、現状は極端すぎる」（業務委託、５０～１００人未満、経営者回答）

○「予定価格非公表下での最低制限価格制度は評価できます。だたし、その時には、正しく積算できる資料が必要です。そのためには設計や予定価格の積算等それぞれの担当者がその内容をよく理解しておく必要があります。公共事業の現状では、技術力や行動力の点からも不可能な状況です。今の制度がこのまま進めば実質的には何もできない。がんじがらめのものになってしまうでしよう。」「もっと大きい視野でインフラ整備を捉えて地域の官民協力の新しい仕事の組立てを皆で考える必要があると思います」（公共施設の管理・運営、１０～３０人未満、経営者回答）

○「利益が生じない事業は公務員がすれば良いのではないか」（公共事業、１００～３００人未満、担当部長回答）

○「予定価格及び最低制限価格の公表は企業の積算能力や経営意欲を損ない数字合わせの入札の結果、品質重視の工事が達成できない。公表により運・不運の差で決定する状況となり、優秀な施行能力や人材を保持している業者にとっては、制度が足かせになる」（公共事業、１０人未満、回答者NA）

○「エレベーターの保守をビル設備業務と切り離して入札する必要がある。ビルメン業者が受注し、エレベーター保守会社へ下請けに出す業態が低価格競争の要因となる。業種別にすべきである。また、単年度契約ではなく、３～５年程度の契約にすべきである」（公共施設のビルメン、３０～５０人未満、経営者回答）

など、現行制度に対してさまざまな意見や要望が出されました。入札制度は、透明性、公平性、競争性を中心にし、改善もはかられてきましたが、問題点が山積している状況を示しています。

１０、問題解決のための私たちの提案

（１）今回のアンケート結果で、公契約に関する構造的な問題が鮮明になりつつあるといえます。

１）公契約をめぐるこの間の動きは、参入企業の拡大と予算削減を目的に、随意契約から競争入札への切り替え、指定管理者制度の導入（０３年）、市場化テストの導入（０５年）、民間委託・民営化の拡大が進められてきました。

公共事業では、競争入札の導入で、ダンピングが広がり落札額が大幅に下がり品質問題が問われるようになりました。これに対して低入札価格調査制度などが導入され、ダンピングの改善はされてきましたが、低価格での落札状態は変わっていません。そのため公共工事設計労務費単価の全職種平均値は、１９９７年の２３２９５円から２００９年には１６７２６円と約３割ダウンとなっています。これは、下落する労務費をもとに積算された予定価格を下回る金額での落札が繰り返され、労務費が下がるという悪循環を繰り返してきた結果です。

業務委託に関しては、もともと人権費割合が高く、儲けるにはふさわしくない公共サービス分野でも、競争入札のたびに単価が下がり続け、民間企業が利益を得るために人件費の削減が続き、官製ワーキングプアが作り出されてきました。また、業者が変わった時に労働者の継続雇用がされる場合もありますが、賃金が下げられる事例が多く、「変わったら下げられる」というのは問題です。

このように、これまで談合や税金の無駄遣への対処から、公契約をめぐるこの間の動きがでてきていましたが、新たな問題を作り出してきたと言えます。

落札額の低下による下請けや労務費へのしわよせ、雇用問題の発生、品質の悪化、官製ワーキングプアの増大、行政責任の問題化、経営の悪化と地域経済への悪影響などです。

２）重要だと思われるのは、下請けへのしわよせ、賃下げなどで対処してきた業界でも問題が深刻となっていることです。今回のアンケートでも技術が継承できないとの問題意識が出されました。当然、低価格での落札は熟練労働者を雇用できなくなり、技術の継承や、仕事の質

の低下が生じ、事故の確率も高まってきています。また、業務委託でも全国各地での事故の発生と行政の刑事責任が問われる事態が増えました。労働者の雇用や低賃金問題はもちろんのこと、仕事の質を落とさず、事故をおこさないようにすること、健全経営と地域経済の振興という課題など、業界も巻き込んで、問題が広範囲におよんできていることが明らかになったと考えています。

しかも、こうした問題は、業界としての対処もしにくいのが実情だと思われます。最低制限価格を公表する制度では「くじ引きだ」との指摘は実情を示しています。当然「談合」はできません。アンケートの中でも「民間業者による普通の話し合いは必要。（これは談合という枠の話ではない）」との声が出ていましたが、あらかじめ落札者を決めたり、価格協定を結ぶこともできません。また、仕事をとりたいと思う業者を「話し合い」で拘束することは困難なことと言わねばなりません。労働組合による労働協約によって規制することは唯一可能ですが、現実問題としては困難な状況があると言えるでしょう。そうした点では、公的な対処が必要となっていると考えます。

（２）公的な対処と公共事業や公共サービスのあり方についての住民合意が必要です。

１）公契約についてはＩＬＯ ９４号条約で、国際的にそのあり方が規定されてきました。

野田市の公契約条例を知っていますか（事業主向アンケート）

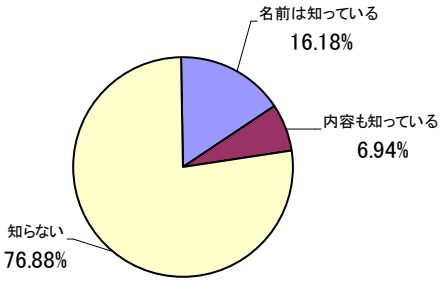

「同じ地域もしくは近隣地域の関連した職業・産業において、同種の労働に対して、労働協約、国内法令・規則で定められている賃金、もしくは、事情が類似した使用者により遵守される一般的水準に劣らない有利な賃金（手当含む）を規定すること。」などを定めています。しかし、日本政府は批准していません。２００７年のＩＬＯへの説明（弁明）では、①労基法など労働者保護法制が整備されているから必要ない。②民間同士の契約に関与するべきではない。③官民取引が特別に保護されることはなじまない。としています。しかし、現実は労働者の賃金・労働条件は、賃金低下をしつづけ、民間相場を下回り、悪循環を起こし経営や仕事の質にも影響を与え、労基法等では問題解決ができない事態となっています。

こうしたもとで、国の段階では「公共サービス基本法」が制定・施行されました。これは公共サービスに関する理念規定で、「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講じるよう努めるものとする」（１１条）など行政側の責任を明示しています。（１０年７月１日施行）しかし、この法律を担保する具体的な制度は、国の段階では未整備です。地方自治体で、千葉県・野田市、神奈川県・川崎市で公契約条例ができ、具体的な対処の方向が地方からではじめたのが最近の特徴です。

２）住民の中では「行財政は赤字で厳しいのだから安上がりの施策は当然」「公務員の賃金を下げるべき」「税金を下げれば暮らしは楽にな

る」などの意見があります。労働者アンケートでも「官庁など公共の方は人員削減しかつ賃金も減らすべきです」「民間の給与が不景気で減っているなら、公務員の給与も減らす、もしくは、人員削減などの措置等をして、税金の使い方を考えるべきではないか」「公務員給与水準の３０％引き下げにより公共事業拡大、景気上昇につなげてください」などの意見が出ています。

しかし、公共事業や公共サービスのあり方、賃金のあり方、税金のあり方などについては、単純に安ければいい、低ければいい、軽ければいいというものではありません。維持可能な社会を築くためには、「無駄」を省くことはしなければなりませんが、「無駄」ではない公共事業や行政サービスの適正な水準の確保は必要です。すべてに「安上がりの行政」を求めることは、これらを十把ひとからげにすることとなります。

安上がりの行政が、かえって事故を招き、行政の刑事責任に及んだなどというのは、住民にとっても、行政にとっても放置できない問題の一例です。地域の経済や社会を維持可能なものにするためには、ＩＬＯ条約で示されている趣旨の実現、経営もままならなくなるような現状を改善することが必要です。税制を通した所得の再配分機能を低下させることが、住民生活を逆に困難にしていくことについて、広く住民の理解を得ていくことが求められていると言えます。

（３）公契約条例の制定を提案します。

公契約に関するこれまでの改善策では限界があります。公契約の改善のためには、抜本的な対策が必要です。私たちは、これまでも公契約条例の制定を求めてきましたが、私たちが考える公契約条例とは以下のような趣旨です。

１）発注者責任

①適正な利潤の確保と賃金や労働条件を保障するために、発注者である自治体が「適正な金額の発注」を行うように求めます。

② 発注者が受託した企業に対して適正な賃金と労働条件を守るようにすることを発注者側の責任としています。

２）果たす役割

①適正な発注による公正競争ルールを確立し、企業の適正利潤の確保、下請企業や孫受け企業の保護、地域経済の活性化などに貢献していくことが可能となります。

②公共事業、委託契約などにおいて、社会的に適正な賃金を保障します。

③官製ワーキングプアとなるような低賃金を無くし、このことによって地域の貧困を改善します。

④これらによって、仕事の質と労働者の技能の質を保障し熟練度をあげていきます。

３）「適正価格」「適正賃金」について

「適正価格」「適正賃金」は、メダルの裏と表の関係で、いずれもその水準をどのようにするのかは重要です。「適正価格」については、例えば公共事業の場合、設計労務費単価が下がりつつある中、あらためて再構築が必要です。少なくとも、これまでの悪循環の上にたった水準となっていることを前提に再検討が必要です

「適正賃金」については、積算の根拠としてさまざまな指標が提示されてきています。参考指標には、公務員賃金、公共事業の設計労務費単価、生活保護基準などが活用されつつあります。設計労務費単価をもとにした労働者の賃金水準について、設計労務単価の８割にするという事例もありますが、ＩＬ０条約にそって、１０割への改善が必要でしよう。また、賃金の最低額については、生計費の視点から、私たちが試算した最低生計費試算結果（２００６年７月発表）などをふまえると、現行の生活保護の１級地の１の労働（基礎控除、特別控除を入れること）を前提とした金額に公租公課を上乗せした金額を最低額として設定していくことが求められていると考えます。

（４） 地方自治法第２条１４項は「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなけれなならない」とあります。これは、「安かろう、悪かろう」を求めているのではありません。

地域社会の事業体の経営が困難となり、そこで働く労働者の雇用や生活が脅かされる、そして、結果として住民への公共サービスに問題が生じているのは、この地方自治法の趣旨に合致しないことは言うまでもありません。

公契約に関しては、①適正な積算と適正な発注額の保障、②談合等の不正の根絶と重層下請け構造の是正、③労働者の賃金・労働条件の保障、④地元事業者の育成・振興、⑤良質な公共サービスの提供などの視点にたって、中小経営が成り立ち、労働者の賃金・労働条件の相場を引き上げ、ワーキングプアをなくし、地域経済を活性化していくという好循環を作り出していくことが求められています。

＜資料＞

公契約キャンペーンアンケートの集約　　２０１１年１０月　　京都総評

公契約キャンペーンとして２０１０年１０月から２０１２年春にかけて、公契約に関連する事業主、労働者のアンケートにとりくみました。

アンケートは、公契約にかかわる企業に対して、持ち込みや郵送で依頼し、郵送もしくは該当する産業別労組などを通じて回収しました。配布した枚数は、事業主向けアンケートが約１０００、労働者向けアンケートが約８００ほどで、回収は、事業主アンケートは１９３、労働者向けアンケートは１５８でした。

【事業主向けのアンケート結果】配布数約１０００、集計数　１９３

注：それぞれの項目ごとの比率は無回答を除いています。

１、**【事業所の規模】**

回答をいただいた事業所の企業規模は、１０人未満９３社（５４．３９％）、２０～３０人未満５０社（２９．２４％）、３０～５０人未満１５社（８．７７％）、５０～１００人未満８社（４．６８％）、１００～３００人未満２社（１．１７％）、３００～５００人未満２社（１．１７％）、５００～１０００人未満０社（０％）、１０００人以上１社（０．５８％）でした。集約した企業は、中小零細企業が中心で、１０人未満規模が５４．３９％と全体の２分の１を占めましたが、１００人以上の規模以上の企業の回答もいただくことができました。

２、**【記入者】**

記入者は経営者１０８人（６９．６８％）、担当部長１１人（７．１０％）、総務担当者など３６人（２３．２３％）でした。

３、**【契約業種】**

回答した事業所が国や自治体と契約している業種は、「公共事業」１５９社（８２．３８％）、「公共施設のビルメンテナンス」６社（３．１１％）、「公共施設の管理・運営」１４社（７．２５％）、「収集・運搬」５社（２．５９％）、「業務委託」５社（２．５９％）でした。そのため、こうしたことから、自治体との契約関係は、圧倒的に入札でした。

４、**【メリット、デメリット】**

公契約にかかわる仕事をすることによるメリットとデメリットを聞きましたが、それぞれ以下のとおりでした。

メリット　「安定した収入が得られる」８４社（５１．５３％）、「業界の中でのステータス」３８社（２３．３１％）「住民サービスに参加できる」１６社（９．８２％）「その他」２５社（１５．３４％）で、安定した収入が多数派でした。この安定した収入は、次のデメリットの回答と一見矛盾した結果ですが、本文で指摘したように低価格であったりしても確実に収入として入いうことから、会社経営のメドがはっきりすることから選択されたようです。

デメリット「規制が厳しい」３７社（２３．７２％）「低価格」１０１社（６４．７４％）「その他」１８社（１１．５４％）で、低価格であることが過半数を占めることから、こうした認識は広く知られていると見ていいようです。

５、**【適切な金額での公契約が結べなかった時の対処】**

適切な金額による公契約が結べなかったために、下請け利用や、雇用削減、労働者の賃金や労働条件を切り下げざるを得なかったことがあったかどうかという設問では、「あり」６５社（３８．６９％）、「なし」８５社（５０．６０％）、「わからない」１８社（１０．７１％）でした。３社に１社が「あり」と答えました。

６、**【千葉県野田市の公契約条例を知っているか】**

千葉県野田市の公契約条例を知っているかどうかでは、「名前は知っている」２８社（１６．１８％）「内容も知っている」１２社（６．９４％）「知らない」１３３社（７６．８８％）で、多くが知らなかったと回答しました。

７、**【落札したが赤字事業というのはあったか】**

この１年ぐらいの間で、落札したが赤字となった事業があったかどうかを聞きましたが、「あり」７０社（４０．４６％）「なし」９４社（５４．３４％）「わからない」９社（５．２０％）で、約４割があったと答えました。

８、**【赤字覚悟の入札はあったか】**

仕事を確保するために赤字を覚悟で入札価格を決めたことはありますかとの問いでは、「あり」９３社（５１．１０％）「なし」８４社（４６．１５％）「わからない」５社（２．７５％）でした。赤字を覚悟で入札に参加したのは２社に１社でした。

９、**【赤字覚悟の場合の経費削減策】**

赤字を覚悟の場合、どのように経費を削減したのか、もっとも重視したものを一つ選択してもらいました。「人件費」６８社（３７．３６％）「下請け単価」５４社（２９．６７％）「原材料費」３９社（２１．４３％）「その他」２１社（１１．５４％）で、人件費にもっともしわよせがいっていると言えます。「その他」の内容は、「利益減」「他の業務へのしわよせ」「仕事の中味を減らす」「サービス残業」などで、人件費部分も入っています。また、仕事の内容に影響を与える場合もあることがでています。

１０、**【他業者との契約で地域経済に寄与する視点の考慮はしているか】**

これらの契約に関して、その地域の経済に寄与するという視点から、下請けの利用や他の企業への発注などの時に、同じ地域の業者に出すなどの点を常に考慮しているかどうかを聞きました。「考慮している」は１１１社（６３．７９％）「考慮しない」は３２社（１８．３９％）「仕事の内容から考慮できない」は２３社（１３．２２％）その他８社（４．６０％）で、３社に２社が「考慮している」と答えました。

１１、【自由記入欄】自由記入については、３項目で、本文でいくつかを紹介しています。なお、設問項目は以下の通りです。

①「『低価格で決まる入札』や『原価を下回る最低制限価格』が続けば、どのような問題を危惧されますか」という問いで、「あなたの会社や業界にとって」と「府市民や地域経済への影響」の二つに分けて聞きました。

②「低入札調査制度や最低制限価格制度、積算労務単価確保や継続雇用を評価する総合評価制度など、入札制度の改善がはかられつつありますが、これらの制度へのご意見や、適切な単価による公共事業・業務委託はどのようにして確立していくべきだと考えますか？

【労働者向けのアンケート結果】配布数約８００　　集計数　１５８

１、**【雇用主】**

どの雇用主のもとで働いているかでは、「自治体が関与する団体」４．４８％、「一般の民間会社」８５．２５％、「社会福祉法人等の法人」０．６４％、「派遣会社」９．６１％、「自治体の直雇い」０％「その他」０％でした。

２、**【働いている状況】**

働いている状況について５点にわたって聞きました。

（1）**【雇用期間】**雇用期間の定めがあるかどうかでは、あると答えた方は２０人（１３．２４％）で、1ヶ月から３６ヶ月までさまざまですが、１２ヶ月が１１人でした。また、平均は１１．２ヶ月でした。

（2）**【労働時間】**週あたりの労働時間は、平均で４２．７７時間で、最長で７０時間、６５時間、６０時間という労働者も散見されるとともに、公共事業関係で長時間労働が常態化している実態が出ています。

（3）【雇用の呼称】雇用の呼称では、「社員」が７９．７４％、アルバイトが６．９６％、派遣が４．４３％、契約が３．７９％、嘱託が２．５３％、臨時職員とパートがそれぞれ１．２６％でした。、「派遣」労働者からは、あと１年で３年となりやめなければならず不安との声が出ています。

（4）**【職種】**職種については、それぞれ記入をしてもらいましたが、主なものとしては、施設管理、設計、測量、営業、一般事務、総務、印刷、清掃、設計コンサルタント、ＳＥ、技術アシスタント、車両管理、教習指導員、運転手などでした。

（5）**【勤続年数、雇用主が変わったか】**同じ職場での勤続年数については、その年数を記入していただきました。平均値は、１４・２７年でした。また、同じ職場で雇用主が変わったことがあるかどうかについては、「ある」１６人（１０．７３％）、「ない」１２６人（８４．５６％）、「わからない」７人（４．６９％）でした。さらに、雇用主が変わった方に、その時給与はどのようになったのかをききましたが、「上った」１人「下がった」８人「変わらなかった」１１人「わからない」５人でした。（注：雇用主が変わった方とこの項目に答えた方と数は不一致）

３、**【賃金について】**

賃金について、月額、日額などの区分別に、その金額を記入していただきました。ほとんどが月額で、その平均値は２３８，６０３円で、月額の平均値は２７０，４７９円、日額の平均値は７，６２５円、時間額の平均値は９００円でした。この数値は統計上では決まって支給される給与の部分とみることができます。

４、**【諸手当】**

諸手当について何があるのかを聞きました。「一時金」５６人（アンケートに答えた方の内の４２．４２％）「住居手当」３１人（同じく２３．４８％）「扶養手当」７２人（同じく５４．５４％）「通勤手当」１１７人（８８．６３％）「その他」３２人（２４．２４％）でした。

５、**【残業、残業代】**

残業代については、まず残業があるかどうかを聞きました。「ある」１０２人（７１．８３％）、「ない」３７人（２６．０５％）。残業がある人について、残業代が割増も含めて支払われているかどうかについては、「ある」７９人（６６．９４％）「ない」２１人（１７．７９％）「出ているが計算が合わない」８人（６．７７％）「一部しか支払われていない」７人（５．９３％）「わからない」３人（２．５４％）でした。全体の２割強がきちっと支払われていないこととなり、問題があることがわかります。

６、**【退職金】**

退職金があるかどうかについては、「ある」１１７人（７６．９７％）「ない」２９人（１９．０７％）「わからない」６人（３．９４％）で、建設業退職金制度に加入しているのは１５人で、証紙貼付ができていない方は１人でした。

７、**【労働契約・社会保険】**

他に労働契約や社会保険加入などを聞きました。

労働契約書　　「ある」７１人（４６．７１％）「ない」４１人（２６．９７％）「わからない」４０

人（２６．３１％）でした。

雇用保険の加入　「ある」１３４人（８６．４５％)、「ない」１６人（１０．３２％)「わからない」５人（３．２２％）人でした。

労災保険の加入　「ある」１２０人（７７．４１％)「ない」１０人（６．４５％)「わからない」２５人（１６．１２％）でした。

健康保険は何に加入しているのか

「国民健康保険」３４人（２２．６６％)「会社の保険」４５人（３０．００％)「協会けんぽ」６５人（４３．３３％)「家族が加入する保険」０人「なし」０人「わからない」６人（４．００％）

健康診断を受けているか　「受けている」１３９人（８９．１０％)「受けていない」１６人（１０．２５％)「わからない」１人（０．６４％）

休暇については年間の有休日数を記入してもらいましたが、平均で２１．１３日でした。

就業規則を知っているかどうか　「知っている」１２１人（７７．５６％)「知らない」１４人（８．９７％)「わからない」２１人（１３．４６％）でした。

８、**【二重労働】**

他の事業所でも働いているかどうかは

「あり」１０人（６．５３％)、「なし」１４３人（９３．４６％）

「あり」の方の事業所数の平均値は１．８６事業所でした

９、**【自治体との契約関係】**働いている人の仕事の自治体との契約関係はどれにあたるのかについて

「公共事業、指定管理者によるもの」２９人（２４．１６％)「業務委託契約」６２人（５１．６６％)「補助金を受けている団体」０人「直接雇用」１２人（１０．００％)「その他」１７人（１４．１６％）

１０、**【入札結果を受けた労働条件変更】**入札結果の影響で雇用や労働条件が変わったかどうか

「ある」４４人（３２．５９％)「ない」６０人（４４．４４％)「わからない」３１人（２２．９６％）でした。あると答えた方のその内容は以下の通りです。（注：複数回答。％は「ある」と答えた方を分母にしています。参考値として見ておいて下さい）

「賃金が下がった」３１人（70.45％)「落札会社の雇用となった」２人（4.54％）

「人数が減り労働強化となった」１５人（34.09％)「サービス残業が増えた」１７人（38.63％）

「雇用形態が契約、パート、臨時、派遣などに切り替えられた」４人（9.09％）

「個人請負にされた」２人（4.54％)「その他」１０人（22.72％）

１１、**【自由記入欄】**自由記入欄は２ヶ所あります。「今の仕事で将来の不安は？」「国や自治体、私たちへの要望」で、本文に一部を紹介しました。

事業主アンケート集計結果

20111001

貴社が国や自治体と契約している業種は		%
公共事業	159	82.38
公共施設のビルメンテナンス	6	3.11
公共施設の管理・運営（会館や公民館、図書館、体育館、運動場、プール、病院、公園、上下水道、ごみ焼却場、浄化槽、その他の公共施設）	14	7.25
福祉関係（保育、学童保育、介護、障がい）	0	0.00
収集・運搬（ゴミ、し尿、産廃）	5	2.59
業務委託（一般事務、給食、印刷、運送など）	5	2.59
派遣	0	0.00
その他	4	2.07
小計	193	100.00

公契約にかかわる仕事をすることによるメリット、デメリットは（もっとも強く感じることを選択）		
メリット		
安定した収入が得られる	84	51.53
業界の中でのステータス	38	23.31
住民サービスに参加できる	16	9.82
その他	25	15.34
小計	163	100.00
デメリット		
規則が厳しい	37	23.72
低価格	101	64.74
その他	18	11.54
小計	156	100.00

適切な金額による国・自治体との契約が結べなかったために、下請けを利用したり、雇用を削減したり、労働者の賃金や労働条件をきりさげざるを得なかったことはありましたか		
あり	65	38.69
なし	85	50.60
わからない	18	10.71
小計	168	100.00

千葉県野田市で実施されている公契約条例をご存知ですか		
名前は知っている	28	16.18
内容も知っている	12	6.94
知らない	133	76.88
小計	173	100.00

もしよければ貴社のことを教えてください		
企業規模		
１０人未満	93	54.39
３０人未満	50	29.24
５０人未満	15	8.77
１００人未満	8	4.68
３００人未満	2	1.17
５００人未満	2	1.17
１０００人未満	0	0.00
１０００人以上	1	0.58
小計	171	100.00

記入された方は		
経営者	108	69.68
担当部長	11	7.10
総務担当者	36	23.23
小計	155	100.00

この1年ぐらいの間で、落札したが赤字となった事業はありましたか		
あり	70	40.46
なし	94	54.34
わからない	9	5.20
（落札していない）	6	3.47
小計	173	100.00

仕事を確保するために赤字を覚悟で入札価格を決めたことはありますか		
あり	93	51.10
なし	84	46.15
わからない	5	2.75
小計	182	100.00

赤字を覚悟の場合、どのような経費を削減しましたか（もっとも重視したものを選択）		
人件費	68	37.36
下請け単価	54	29.67
原材料費	39	21.43
その他	21	11.54
小計	182	100.00

これらの契約に関して、その地域の経済に寄与するという視点から、下請けの利用や他の企業への発注などの時に、同じ地域の業者に出すなどの点を常に考慮していますか		
考慮している	111	63.79
考慮しない	32	18.39
仕事の内容から考慮できない	23	13.22
その他	8	4.60
小計	174	100.00

労働者アンケート

あなたはどの雇用主のもとで働いていますか？		%
自治体が関与する団体	7	4.48
一般の民間会社	133	85.25
社会福祉法人等の法人	1	0.64
派遣会社	15	9.61
自治体の直雇い	0	0.00
その他	0	0.00
小計	156	100.00
働いている状況はどのようなものですか		
雇用期間の定めがありますか		
ある	20	13.24
ない	120	79.47
わからない	11	7.28
小計	151	100.00
雇用期間（平均値）　ケ月	11.2	
週当たりの労働時間はどれだけありますか		
平均値　　時間	42.77	
あなたの雇用の呼称は		
臨時職員	2	1.26
パート	2	1.26
アルバイト	11	6.96
派遣	7	4.43
嘱託	4	2.53
契約	6	3.79
社員	126	79.74
その他	0	0.00
小計	158	100.00
同じ職場での勤続は何年ですか		
平均値　　年	14.27	
同じ職場で雇用主が変わったことはありますか		
ある	16	10.73
ない	126	84.56
わからない	7	4.69
小計	149	100.00
雇用主が変わった方にお聞きします。その時、給与は		
上った	1	4.00
下がった	8	32.00
変わらなかった	11	44.00
わからない	5	20.00
小計	25	100.00
あなたの賃金について教えてください		
月額	116	
月額平均値　　円	270479	
日額	8	
日額平均値　　円	7625	
時間額	8	
時間額平均値　　円	900	
その他	0	
諸手当		
一時金	56	
住居手当	31	
扶養手当	72	
通勤手当	117	
その他	32	
残業代		
残業はあり生ますか		
ある	102	71.83
ない	37	26.05
わからない	3	2.11
小計	142	100.00
残業代は割増も含めて出ていますか		
ある	79	66.94
ない	21	17.79
出ているが計算があわない	8	6.77
一部しか支払われていない	7	5.93
わからない	3	2.54
小計	118	100.00
退職金はありますか		
ある	117	76.97
ない	29	19.07
わからない	6	3.94
小計	151	100.00
建設業退職金制度について		

入っている	15	32.60
入っていない	24	52.17
証紙貼付ができていない	1	2.17
不明	6	13.04
小計	46	100.00
労働契約書		
ある	71	46.71
ない	41	26.97
わからない	40	26.31
小計	152	100.00
雇用保険の加入		
あり	134	86.45
なし	16	10.32
わからない	5	3.22
小計	155	100.00
労働災害保険の加入		
あり	120	77.41
なし	10	6.45
わからない	25	1612
小計	155	100.00
健康保険の種類		
国民健康保険	34	22.66
会社の保険	45	30.00
協会けんぽ	65	43.33
家族が加入する保険	0	0.00
なし	0	0.00
わからない	6	4.00
その他	0	0.00
小計	150	100.00
健康診断は受けていますか		
受けている	139	89.10
受けていない	16	10.25
わからない	1	0.64
小計	156	100.00
休暇など		
年間の有給休暇日数（付与）	108	80.59
ない	14	10.44
わからない	12	8.95
小計	134	100.00
有給休暇付与日数平均値　　日	21.13	
就業規則は知っていますか		
知っている	121	77.56
知らない	14	8.97
わからない	21	13.46
小計	156	100.00
あなたは他の事業所でも働いていますか		
あり	10	6.53
なし	143	93.46
小計	153	100.00
他の事業所の平均値　　ヶ所	1.86	
あなたの仕事の自治体との契約の関係は次のどれかわかりますか		
公共事業、指定管理によるもの	29	24.16
業務委託契約	62	51.66
補助金を受けている団体	0	0.00
直接雇用	12	10.00
その他	17	14.16
小計	120	100.00
入札結果（低入札や落札できず）の影響で、あなたの雇用・労働条件が変わったことはありますか。また、どのように変わりましたか。		
ある	44	32.59
ない	60	44.44
わからない	31	22.96
小計	135	100.00
どのようにかわりましたか		
賃金が下がった	31	70.45
落札会社の雇用となった	2	4.54
人数が減り労働強化となった	15	34.09
サービス残業が増えた	17	38.63
雇用形態が契約、パート、臨時、派遣などに切り替えられた	4	9.09
個人請負にされた	2	4.54
その他	10	22.72
小計	81	100.00

調査レポート公契約のもとでの“たたき合い”がもたらす仕事・雇用・経営の劣化
＜発行者＞京都総評（京都地方労働組合総評議会）
連絡先：京都市中京区壬生仙念町３０－２
ラボール京都５階
＜発効日＞２０１１年１０月２１日
＜電話＞075-801-2308、fax　075-812-4149
＜メール＞sohyo@labor.or.jp
＜URL＞http://www.labor.or.jp/sohyo